

春は卒業や入学、転勤や就職と住所異動の多い季節

住所異動の手続きはお早めに！

問合せ先 市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 214・218)

◆受付窓口 市民窓口グループ (市役所1階)

◆受付時間 平日(月～金曜日)、午前8時30分～午後5時15分

(平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。)

転入届・転出届・転居届

※住所異動の届出には、受付窓口へ来た人の本人確認(身分証明書)〔*1〕が、かならず必要

※異動する本人や同一世帯の家族が届出をすることができない場合は委任状〔*2〕が、かならず必要

区 分	転 入	転 出	転 居
	*ほかの市町村から高浜市に住所を移したとき	*高浜市からほかの市町村へ住所を移すとき (転出証明書を発行します。)	*高浜市内で住所を移したとき
届 出 期 間	高浜市に実際に住み始めた日から14日以内に届出	転出する前(おおむね2週間前から)に高浜市に届出	新しい住所地に実際に住み始めた日から14日以内に届出
届 出 可 人	・異動する本人 ・転入先の同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)
持 ち も の	・転出証明書 (前住所地で発行) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書) 	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・老人、乳児などの医療証(該当者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・介護保険被保険者証(該当者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・老人、乳児などの医療証(該当者のみ) ・介護保険被保険者証(該当者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認書類(身分証明書)

〔*1〕 本人確認(身分証明書) ①②のいずれかを持参

①官公署発行の顔写真つきのもの1点(運転免許証・パスポートなど)

②公的な顔写真なしのもの2点(健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証など)

〔*2〕 委任状

・異動する本人の直筆であること(同一世帯の家族の場合は不要)。

・「委任状」の書式は右の見本を参考にしてください。

① すべて、異動する本人が書いて(直筆)ください。

② 右の見本の△△△△△の部分に、委任する要件(転出・転居など)をかならず書いてください。

③ 住所異動届の委任状の印鑑は認印で手続きができます。

④ 異動する本人の本人確認(身分証明書)の提示が必要です。

委任状		見 本
代理人	住所	〇〇市〇〇町〇番地
氏名	愛知一郎	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
私は、上記の者を代理人と定め 次の権限を委任します。		
1. △△△△△に関すること		
本人	住所	平成 年 月 日 高浜市青木町四丁目1番地2
氏名	高浜太郎	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	

【注】 ・住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。

・各種届出に必要なものは、「住所異動に伴うそのほかの手続き」(P.5)で確認してください。